

令和2年5月11日
(第3回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	----- 1
議案第 2 号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	----- 2
議案第 3 号	令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 2 号）について	----- 3～10
議案第 4 号	令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	-----11～12

議案第1号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の割合の特例措置）

- 8 令和2年度に限り、条例第2条第4項の規定の適用については、「6月に支給する場合においては100分の225」とあるのは「6月に支給する場
合においては100分の202.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の割合の特例措置）

- 3 令和2年度に限り、条例第2条第4項の規定の適用については、「6月に支給する場合においては100分の225」とあるのは「6月に支給する場
合においては100分の202.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

令和2年度 美瑛町一般会計補正予算（第2号）について

令和2年度美瑛町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,157,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,580,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		650,224	1,013,327	1,663,551
	2 国庫補助金	335,275	1,013,327	1,348,602
19 繰越金		27,900	8,373	36,273
	1 繰越金	27,900	8,373	36,273
20 諸収入		607,441	136,200	743,641
	5 雑入	249,066	136,200	385,266
歳 入 合 計		9,422,400	1,157,900	10,580,300

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,643,115	1,010,998	2,654,113
	1 総務管理費	1,599,229	1,010,998	2,610,227
3 民生費		968,743	10,603	979,346
	2 児童福祉費	435,359	10,603	445,962
7 商工費		629,311	136,299	765,610
	1 商工費	453,748	136,299	590,047
歳 出 合 計		9,422,400	1,157,900	10,580,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
14		国庫支出金	650,224	1,013,327	1,663,551
	2	国庫補助金	335,275	1,013,327	1,348,602
	1	総務費補助金	69,029	1,002,724	1,071,753
	2	民生費補助金	12,022	10,603	22,625
19		繰越金	27,900	8,373	36,273
	1	繰越金	27,900	8,373	36,273
	1	繰越金	27,900	8,373	36,273
20		諸収入	607,441	136,200	743,641
	5	雑入	249,066	136,200	385,266
	4	雑入	249,063	136,200	385,263

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	1,002,724	1 特別定額給付金事業補助金
2 児童福祉費補助金	10,603	1 子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金
1 繰越金	8,373	1 前年度繰越金
2 雑入	136,200	1 北海道市町村備荒資金組合超過納付金

(歳出)

2	1	2	13	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								特定財源	一般財源
				総務費	1,643,115	1,010,998	2,654,113	1,002,724	8,274
				総務管理費	1,599,229	1,010,998	2,610,227	1,002,724	8,274
				一般管理費	55,262	8,274	63,536		8,274
				諸 費	68,360	1,002,724	1,071,084	国庫支出金 1,002,724	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10	需用費	7,674
11	役務費	600
		1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業
		10 消耗品費(物)
		11 通信運搬費(物)
		8,274 8,274 (7,674) (600)
1	報酬	1,212
3	職員手当等	2,000
4	共済費	80
8	旅 費	117
10	需用費	492
11	役務費	6,273
12	委託料	1,700
13	使用料及び 賃借料	600
18	負担金補助 及び交付金	990,250
		1 みんなで歩むまちづくり (1) 特別定額給付金事業
		1 会計年度任用職員報酬
		3 職員手当等
		4 会計年度任用職員社会保険料
		8 費用弁償
		10 消耗品費(物)
		10 印刷製本費(物)
		11 通信運搬費(物)
		11 手数料(物)
		12 業務委託(物)
		13 賃借料(物)
		18 負担金(補)
		18 交付金(補)
		1,002,724 1,002,724 (1,212) (2,000) (80) (117) (189) (303) (2,307) (3,966) (1,700) (600) (250) (990,000)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3					
2					
1					
	民生費	968,743	10,603	979,346	10,603
	児童福祉費	435,359	10,603	445,962	10,603
	1 児童福祉総務費	174,468	10,603	185,071	国庫支出金 10,603
7					
1					
2					
	商工費	629,311	136,299	765,610	136,200 99
	1 商工費	453,748	136,299	590,047	136,200 99
	2 商工業振興費	263,567	136,299	399,866	諸収入 136,200 99

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1	報酬	1 ともに支え合うまちづくり 10,603 (1)子育て世帯への臨時特別給付金事業 10,603
3	職員手当等	1 会計年度任用職員報酬 (384) 3 時間外勤務手当 (365)
4	共 済 費	4 会計年度任用職員社会保険料 (52)
10	需 用 費	10 消耗品費 (物) (300) 11 通信運搬費 (物) (72)
11	役 務 費	11 手数料 (物) (400) 13 賃借料 (物) (30)
13	使用料及び賃借料	18 交付金 (扶) (9,000)
18	負担金補助及び交付金	
18	負担金補助及び交付金	1 足腰の強い産業づくり 136,299 (1)休業協力・感染リスク低減支援事業 10,000 18 助成金 (補) (10,000) (2)経営持続化支援事業 126,299 18 補助金 (補) (126,299)

議案第4号

令和2年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）について

第1条 令和2年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	318,106 千円	2,313 千円	320,419 千円
第1項 営業費用	294,159 千円	2,313 千円	296,472 千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	19,278 千円	2,313 千円	21,591 千円

令和2年5月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				318,106	2,313	320,419	
	1. 営業費用			294,159	2,313	296,472	
		3. 総係費		39,205	2,313	41,518	
			手 当	4,498	583	5,081	職員各種手当
			法 定 福 利 費	4,559	260	4,819	会計年度任用職員社会保険料 会計年度任用職員雇用保険料
			報 酬	0	1,470	1,470	会計年度任用職員報酬

発議第1号

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年5月11日

提出者 議員 桑 谷 覺

賛成者 議員 大 坪 正 明

賛成者 議員 野 村 祐 司

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響を鑑み、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものである。

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の割合の特例措置）

- 4 令和2年度に限り、条例第5条第2項の規定の適用については、「6月に支給する場合には100分の225」とあるのは「6月に支給する場
合においては100分の202.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。